

第2回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月6日（木）午後2時
2. 開催場所 立花市民センター
3. 出席農業委員（19名）

1 番 中村 輝義	2 番 大坪 知美子	3 番 服部 正文
4 番 牛島 孝之	5 番 仁賀木 義文	6 番 池尻 律芳
8 番 塩塚 義治	10 番 高山 和典	11 番 國武 寛
12 番 溝田 耕一	15 番 田形 隆徳	16 番 大津 達喜
17 番 伊藤 正博	19 番 松本 敬介	20 番 井手 洋一
21 番 原 義博	22 番 丸林 京市	23 番 堤 正義
24 番 月足 靖彦		
4. 出席最適化推進委員（7名）

6 番 中島 敏彦	10 番 平島 修	20 番 溝田 正忠
39 番 松崎 保元	43 番 山口 史登	44 番 今村 嗣範
45 番 二田 俊秀		
5. 欠席委員 農業委員（5名）

7 番 平井 照也	9 番 樋口 重樹	13 番 仁田原 一太
14 番 八田 久男	18 番 小川 哲郎	
6. 欠席委員 最適化推進委員（0名）
7. 議事日程
 - 第1 会議の成立
 - 第2 議事録署名委員の指名
 - 第3 議案の上程
 - 第4 議案の審議
- 報告第 6号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について
- 議案第 7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について
- 議案第 8号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について
- 議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について
8. 農業委員会事務局職員

局長 栗原 勝久 次長 信國 美保子 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美
黒木支所 森松 和久 立花支所 中園 弘一 木下 瑠璃花
上陽支所 松尾 誠 星野支所 山口 輝信 矢部支所 小柳 徹郎

９．会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議 長	皆様こんにちは。日本列島に寒波が押し寄せてきて、積雪の多い所では１日で１メートル以上降るという状況でございます。また１月２８日に福岡県の農業研修会が福岡市の国際会議場でありました。八女市から農業委員さん、最適化推進委員さんの中から１７名の方がこの研修会にご参加いただきましてありがとうございました。なお、この研修会の中で全国農業新聞普及活動表彰において八女市が優秀賞という事で表彰を頂きましたのでご報告申し上げます。今後も皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。なお、研修会では農地の適正な執行や、認定農業者と共に意力ある担い手の育成や遊休農地の発生防止など今後の農地利用最適化に向けての研修会が開催された事を皆様方に報告申し上げます。それでは令和７年度第２回農業委員会総会を開催いたしましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただ今より農業委員会総会を開会いたします。 日程 第１・会議の成立 只今の出席委員の数は農業委員<u>１９名</u>、 農地利用最適化推進委員<u>７名</u>であります。 会議規則第６条の規定により、本日の会議は成立いたしました。 日程 第２・議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第１６条第２項の規定により、１９番 松本 敬介 委員、２０番 井手 洋一 委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので、そのように決定いたしました。
-----	--

	日程 第3・議案の上程を行います。 事務局お願いいたします。 (案件朗読) 事務局朗読のとおり報告1件・議案4件を一括議題といたします。 はい、事務局お願いします。 本日八女市と包括連携協定を結んでおります愛知県の岡崎市の方が八女市にお越しいただいております、その関係で局長がこの農業委員会総会を欠席しておりますのでお詫び申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。 議長 それでは1ページをお願いします。 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について事務局より説明をお願いします。 事務局 ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については13件です。総合計については、5ページをご確認ください。 解約のあった土地25筆のうち田13筆、畑12筆、合計面積39,684㎡です。 それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。 議長 説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。 本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め
--	--

	審議を終わります。6 ページをお願いします。 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の処理について番号 1 番の説明を最適化推進委員 3 9 番をお願いします。
推進委員 3 9 番	番号 1 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人はお茶製品を扱う商店を経営しており、ご自身でも茶の生産から携わりたいと考えてありました。譲り渡し人の親族より生産指導や技術指導等を受けながら茶を栽培され、収穫した茶はご自身の商店で販売される予定です。
事務局	説明が終わりました。質疑を行います。 はい、4 番どうぞ。
農業委員 4 番	はい、備考欄には新規営農としか書いてありません。土地の地目が山林で現況は畑と。今言われました通りお茶を生産されるという事ですが、できれば新規営農の場合は備考欄に何を作るか、今説明を受けましたので分かるのですが、そういうのを今後書いて欲しいと思いますけどそれについていかがでしょうか。
事務局	新規営農に関しましては、何を作付けされるのかそういうところまで備考欄に書いた上で今後皆様の方に提示したいと思います。
議 長	はい、以上の答弁でございますのでよろしくお願いいたします。 他にございますか。はい、2 1 番どうぞ。
農業委員 2 1 番	さっき言われましたけど、登記が山林、現況が畑の場合も農業委員会を通さないといけないですか。

事務局	農地につきましては現況主義ということになっております。ここは登記地目が山林となっておりますが、現況は畑でありますので農地法の制限を受ける農地になっていきますので、今回所有権移転の案件については許可申請が必要という事で申請をいただいております。
農業委員 2 1 番	現況が畑ならば登記簿地目は畑に変えなくてもいいのでしょうか。
事務局	この農地につきましては、大きな山林のうちの一部分が茶畑になっているような形で、登記地目については一筆にひとつの地目しか設定できないので、現状は登記地目山林、現況が畑というところで今回上がってきているというところです。
農業委員 2 1 番	変えなくてもいいってことですね。
事務局	山林もあるし、畑の部分もあるという事で、登記官がどちらで判断されるのかというところもあるのですけれど。
農業委員 2 1 番	変えるなら分筆してからということですね。
事務局	そういう事になると思います。
農業委員 4 番	あの、質問します。
議 長	はい、4 番。

農業委員 4 番	今の説明では一部だけが畑という事で、他の山林部分についても新規営農という事で畑に変えられる条件という事ですね、当然。そうじゃないならさっき言われたように、一部を畑にして後は山林で残すなら農地部分だけは、確かに登記関係しておりますけれども、法務局で受け付けないからですね、現況畑の場合は。今さっき言われたのが一部茶畑になっていると、だから当然ほかの部分も含めて茶畑に計画してあるのですか、それとも現状で茶畑にするなら、その部分だけは畑でしょうけど回りは山林でしょう、そこら辺はどういう風に計画をだしてあるのか。 ここに3条で出たという事は全てを畑じゃなくて一部を畑で見てもあとはどういう風な現状で使われるのですか。計画は出てないのですか。
事務局	山林の地目が一部造成されて畑になって茶畑を作られているところですよ。
農業委員 4 番	だからそういう事じゃなくて、全体のうち畑部分が何割ですか、山林は今の状態のまま山林として使われますか。そういう計画は聞いてあるのですか。本来であれば茶畑の部分だけを畑にするべきでしょう。
事務局	登記につきましては、一番上の2, 077㎡の地番では山林面積が5, 372㎡になっておりそのうちの2, 972㎡が茶畑となっている状況でございます。
農業委員 4 番	2077番は面積が2, 972㎡でしょう。次の2443番は2, 660㎡、2447番は1, 990㎡で合計が7, 622㎡だから畑部分が何㎡か確認は出来ているのでしょうか。

事務局	その面積が畑の面積になっております。
農業委員 4 番	これが畑の面積ならば台帳面積は違うという事ですか。
事務局	登記面積と違うという事です、これが農地面積です。
農業委員 4 番	本来ならば登記面積は何㎡ですけど、そのうち畑が何㎡と書いてもらわないと。できれば今後はそのような書き方をしてください。
事務局	今回は先ほどのとおり 2077 番は山林 5, 372 ㎡でしたが、農地面積が 2, 972 ㎡という事で農地台帳上の面積が今回 2, 972 ㎡という事であがってきておりましたが、登記面積と農地面積が違う場合は、何㎡のうち何㎡の農地を申請という事で今後記載をさせていきたいと思います。
議 長	よろしいでしょうか。整理をしながらきちっとやっていきたいと思います。ではほかにご質疑がなければ質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 2 番の説明を最適化推進委員 20 番お願いします。

推進委員 2 0 番	番号 2 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。譲り受け人は申請地に隣接する土地に住宅を建設中であり、家庭菜園用地として利用される予定です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結いたします。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 3 番の説明を最適化推進委員 4 3 番お願いします。
推進委員 4 3 番	番号 3 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 4 番の説明を最適化推進委員 4 3 番お願いします。

推進委員 4 3 番	番号 4 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 5 番の説明を最適化推進委員 4 4 番お願いします。
推進委員 4 4 番	番号 5 番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 6 番の説明を農業委員 1 7 番お願いします。
農業委員 1 7 番	番号 6 番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の新規営農、自家消費による所有権移転売買の申請です。

議 長	譲り受け人の住民票は久留米市にありますが、申請地付近に自宅を所有し一年の大半はそちらで生活されており、自家消費の野菜を栽培される予定です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番の説明を最適化推進委員10番お願いします。
推進委員 10 番	番号7番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番の説明を農業委員16番お願いします。
農業委員 16 番	番号8番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。

議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 9 番の説明を農業委員 1 番お願いします。
農業委員 1 番	番号 9 番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への贈与と、譲り受け人の親より受贈による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 0 番について農業委員 4 番は八女市農業委員会会議規則第 1 1 条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので席を下げてくださいようお願い申し上げます。それでは農業委員 1 0 番説明をお願いします。
農業委員 1 0 番	番号 1 0 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請で

議 長	す。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 農業委員 4 番は席をお戻しください。 続いて番号 1 1 番の説明を最適化推進委員 4 5 番お願いします。
推進委員 4 5 番	番号 1 1 番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止 と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請で す。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 9 ページをお願いします。 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用 集積計画の決定の処理について説明をお願いします。

事務局	本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。 今回は、所有権移転の案件が1件、利用権設定が133件ございます。 番号1番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 10ページから43ページにつきましては利用権設定の各筆明細となっております。期間は2年から20年までの新規、再設定、合わせて利用権設定 件数133件。総合計については、43ページをご確認ください。利用権を設定する土地293筆、合計面積345,811.78㎡です。 今回は、新規営農の案件がありますのでご説明いたします。 35ページをお願いします。 番号106番、5年間の賃貸借設定の申請です。 借人は、新規営農でブドウを栽培される予定です。約1年間申請地において貸人より、ブドウ栽培に関する指導を受け農作業の知識を身に付けられております。出荷先はJAを予定されております。 続きまして、38ページをお願いいたします。 38ページ番号117番と39ページ番号120番については、関連がありますので一括してご説明いたします。 番号117番、5年間の賃貸借設定の申請です。 39ページをお願いいたします。 番号120番、5年間の賃貸借権設定の申請です。 借人についてご説明いたします。 実家がミカン農家であり、以前より手伝いをされていました。地元を離れてありましたが、農家を継ぐため八女市に戻り、知人からの技術指導を受けながらミカン、キウイを栽培されます。出荷先はJAを予定されています。 続きまして、41ページをお願いいたします。 番号127番、5年間の賃貸借権設定の申請です。 借人についてご説明いたします。 実家が立花町で、以前よりご家族所有のキウイ農地を管理・耕作されてありました。今回ご自身で農地を借り受け、キウイを栽培
-----	--

	されます。出荷先はＪＡを予定されています。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 はい４番。
農業委員４番	番号１１７と１２０についてお聞きします。利用目的がミカンとキウイになっています。１１７番の方に現況田、登記地目も田というのがありますけれども、作物としてはミカンとなっていますがこれは現況田っぽいですか。
事務局	ご説明いたします。こちらの土地は全てミカンという事で作付されておりますが農地台帳上では田、登記地目が田のところは田として課税地目も田とされてあるため、議案書にも地目現況ともに田と記載させていただいております。
農業委員４番	当然ミカンの収穫という事は植え付けてから何年か経っていると思いますが、それなのに台帳は田、現況も田と。本来なら変えるべきではないですか。農業委員会の方で。
事務局	農地台帳につきましては、私たちの職権で現場を見てから変えるという事が出来ません。本人さんの申し出で変えることになっております。登記が田になっているという事ですので、現況にあわせて地目変更をお願いしたいと思いますので、ご本人さんにお伝えしたいと思います。農地台帳上のおり議案書はさせていただいておりますので今後ご本人さんの方に内容をお伝えしたいと思います。
議 長	よろしいでしょうか。ほかにありますでしょうか。 なければ質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

事務局 議 長	ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 44 ページをお願いします。 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について説明をお願いします。 本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、八女市が作成した農用地利用集積等促進計画について、八女市長から本委員会に対して意見を求められているものでございます。 今回、福岡県農業振興推進機構が中間管理権を取得し、農業者等に転貸する件数は16件です。 権利を設定する土地50筆、合計面積72,529㎡です。 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 51 ページをお願いします。 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。
-----------------------	---

事務局	農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。
議 長	続いて事務局より説明をお願いします。
事務局	番号1番についてご説明いたします。申請地は洋服の青山より南へ100メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読） この土地を譲り受けられて共同住宅用地2棟として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員6番お願いします。
推進委員6番	1月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道へ排水され、雨水は南側水路・北川水路へ放流される計画です。隣接する農地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号2番の農地区分の説明をお願いします。

事務局	農地の区分は、第3種農地と判断します。内容は1番と同じです。
議長	続いて農業委員4番説明をお願いします。
農業委員4番	番号2番についてご説明いたします。申請地は八女市総合体育館より東南へ100メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読） この土地を譲り受けられて宅地分譲用地5区画として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており問題はないと思います。
議長	現地調査の報告を農業委員11番をお願いします。
農業委員11番	1月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道へ排水され、雨水は南西側側溝・北西側側溝・東側側溝へ放流される計画です。隣接農地への影響等特段問題はないと確認しております。
議長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号3番の農地区分の説明をお願いします。

事務局	農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
議 長	続いて農業委員3番説明をお願いします。
農業委員3番	番号3番についてご説明いたします。申請地は八女市国武にあります南国武公民館より東南へ300メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を譲り受けられて専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員16番をお願いします。
農業委員16番	1月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は浄化槽で処理され雨水とともに西側側溝へ排水される計画です。隣接農地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。

以上で議案の審議は全て終了いたしました。これをもって本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。

(閉会宣言 14時50分)

令和7年2月6日

議 長 月 足 靖 彦

19番 松 本 敬 介

20番 井 手 洋 一